

学 則



社会福祉法人芽豆羅の里

めずら研修センター

学 則

1 法人の名称及び所在地

社会福祉法人芽豆羅の里

〒879-0316 大分県宇佐市大字下時枝555番地の1

TEL 0978-33-3008

FAX 0978-33-3034

メールアドレス mezura@triton.ocn.ne.jp

2 研修事業の名称及び連絡先

社会福祉法人芽豆羅の里

めずら研修センター

〒879-0316 大分県宇佐市大字下時枝555番地の2

TEL 0978-25-6511

3 研修の目的

介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、「介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行えるようにする。」ことを目的とする。

4 大分県の指定

指定期間 2018年9月28日～2024年9月27日

5 研修期間

昼間コースの研修期間は概ね三か月、夜間コースの研修期間は概ね四か月とする。

6 講師

氏名	資格
池田 恵子	介護福祉士
岸川 みつ子	介護福祉士 実務者教員 介護支援専門員
自見 真佐志	介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員
下山 有紀	介護福祉士 実習指導員 介護支援専門員
林 真由美	介護福祉士 介護支援専門員
須田 千夏	介護福祉士
山口 智美	介護福祉士
瀬口 千代美	介護福祉士 実務者教員 実習指導員 介護支援専門員
遠嶋 智	社会福祉士 介護支援専門員

氏名	資格
藤枝 由起子	看護師 医療的ケア教員 介護支援専門員
熊埜御堂真由美	看護師 主任介護支援専門員
藤尾 尚子	看護師 医療的ケア教員 主任介護支援専門員
南 由美	看護師 介護支援専門員
青柳 芳幸	作業療法士
林 大介	作業療法士
大久保 和則	大分県人権問題講師

7 講義・演習・実習施設の名称及び所在地

名称	講義	演習	実習
めずらの里デイサービスセンター（宇佐市大字下時枝555番地の2）	○	○	○
グループホームめずらハウスⅠ・Ⅱ（宇佐市大字下時枝491番地の1）			○
めずらの里訪問介護サービス（宇佐市大字下時枝555番地の2）			○
宗像医院2階会議室（宇佐市大字下時枝549番地）（エレベーター無）	○	○	
通所リハビリテーションセンターめずら（宇佐市大字下時枝549番地）		○	○

8 受講時間

講義・通信・演習・実習の合計で132時間とする。（修了試験は除く）

9 研修カリキュラム

科目名	合計時間	通学/通信
職務の理解	6時間	6時間/0時間
介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	1.5時間/7.5時間
介護の基本	6時間	3時間/3時間
介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9時間	1.5時間/7.5時間
介護におけるコミュニケーション技術	6時間	3時間/3時間
老化の理解	6時間	3時間/3時間
認知症の理解	6時間	3時間/3時間
障害の理解	6時間	3時間/3時間
こころとからだのしくみと生活支援技術	7.5時間	6.3時間/1.2時間
振り返り	4時間	4時間/0時間
権利擁護	2時間	2時間/0時間
合計	132時間	91.5時間/40.5時間

10 使用するテキスト

（株）QOLサービスの介護職員初任者研修テキストを使用する。

11 遅刻・早退・欠席の取り扱い

遅刻した場合は理由の如何に係らず補講とする。また、やむを得ず早退・欠席する場合は、必ず事前に申し出や連絡をし、後に補講を受けること。補講等に要する費用は別途申し受ける。但し、不測の事態が生じた場合は、その都度協議し対応する。

12 研修修了の認定方法

介護職員初任者研修の研修カリキュラムの全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了試験を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

合格 80点以上 不合格 79点以下

全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、知識と技術の科目試験により評価されること。

また、「こころとからだのしくみと生活支援技術」以外については、次の評価がされること。

- ・講義については、各講師より評価を受けること。
- ・演習については、講師による学習理解度の評価を受けること。
- ・実習については、実習事業所の実習責任者の評価を受けること。

13 受講対象者及び定員

介護の業務に従事することを希望する者であり、全てのカリキュラムを受講可能な者。定員は16名とする。

14 受講手続き及び本人確認

当社指定の受講申込書に必要事項を記入し、当社窓口（宇佐市大字下時枝555-2）に提出、又は郵送により申し込む。

受講生の本人確認は、運転免許証・健康保険証・パスポート・年金手帳等いずれかの提示、又は住民票もしくは戸籍謄本・戸籍抄本のいずれかの提出により確認する。

15 受講料・テキスト代その他必要な費用

- ・受講料 58,000円（消費税含む）
- ・テキスト代 3,300円（消費税含む）
- ・補講料 1時間 1,000円（補講5時間までは受講料に含む）
- ・修了証明書再交付手数料 1,000円（再交付申請書の提出）

16 受講料納入方法

受講料・テキスト代は講座開始前日までに現金で納入する。分割納入希望の場合は、講座開始までに申し出、当社と支払方法を協議すること。

17 解約及び返金の有無

受講者本人の申し出による中途解約は可能であるが、納入後の受講料の返金はしない。

18 保険加入及び受講中の事故等への対応

介護職員初任者研修受講者は、傷害総合保険に加入し、費用は受講者本人の負担とする。また、事故発生時には研修事業所・当法人が連携し迅速に対応する。

19 研修欠席者に対する補講の実施方法

研修を欠席した者のうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は規程により受講者が負担する。原則として、8か月以内に全てのカリキュラムを修了しなければならない。但し、受講者のやむを得ない理由による場合は1年6か月以内とする。

20 受講取り消し

下記に該当する者は、社会福祉法人芽豆羅の里の「修了評価委員会」により当該講座の受講を取り消すことができる。

- ・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ・学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者。
- ・無断の遅刻や早退、無断欠席がある者。

21 退講

受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。また、退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

22 修了者管理

社会福祉法人芽豆羅の里は、修了者を大分県知事に報告するとともに、修了者台帳で管理する。

23 修了証明書の交付

社会福祉法人芽豆羅の里は、修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第三条第一項第一号ロに定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

24 修了証明書の再交付

修了証明書を破損、又は紛失した修了者から修了証明の求めがあった場合は、修了証明書再交付申請書の提出後、修了者台帳により修了の事実を確認し修了証明書を交付する。再交付手数料は1,000円とする。

25 個人情報の取り扱い

研修事業運営上知り得た個人情報は適切に取り扱い、その機密保持については厳重に管理し、他の目的に使用しない。また、受講者が研修期間中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう十分に注意を怠る。

なお、大分県の管理する修了者名簿への登載を目的として、大分県に対し、修了者の個人情報を提供する。

26 苦情・相談等の窓口

苦情・相談等が生じた場合には当法人の規程に沿って迅速に対応する。

社会福祉法人芽豆羅の里 苦情・相談解決者 理事長 宗像文世

社会福祉法人芽豆羅の里 苦情・相談受付者 事務局長 末光弘太郎

めずら研修センター 苦情・相談受付者 室長 岸川みつ子

連絡先：（法人）0978-33-3008 （研修センター）0978-25-6511

27 健康について

体調管理には十分気をつけ感染症が疑われる症状の場合は受講できない。

（受講の手引き参照）

28 安全管理

火災・地震等の災害に備え研修センターが実施する災害・避難訓練に参加する。

29 禁止事項

- ・講義内容は方法・理由の如何を問わず、音声や画像にて記録をとることはできない。
- ・講義中の携帯電話等の使用はできない。（緊急時は除く）
- ・講義中の飲食はできない。（脱水防止の水分補給は可）
- ・館内、敷地内は禁煙とする。

30 通学

通学は交通規則を順守すること。

自家用車・バイク・自転車等の車両を駐車・駐輪する場合は、研修センターより駐車許可証の発行を受け、指定する場所に駐車・駐輪すること。なお、事故等の不測の事態については自己責任とする。

31 その他

この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、社会福祉法人芽豆羅の里が別にこれを定める。